

# 「さいたま市区制施行20周年ロゴ」デザインマニュアル



## 1 はじめに

令和5年度に、さいたま市は区制施行20周年を迎えました。

これに伴い、各区役所が区制施行20周年を記念し、地域の特色を活かした事業を実施するにあたり、区制施行20周年を周知することを目的としてロゴを制作することといたしました。

制作にあたり、各区役所に勤務する全ての正規職員による投票を行い、候補となった3つのロゴ案の中から最多数を獲得した図案を、「さいたま市区制施行20周年ロゴ（以下、「区制施行20周年ロゴ」という）」として決定したものです。

この「さいたま市区制施行20周年ロゴデザインマニュアル」は、区制施行20周年ロゴの使用について、最低限のルールをまとめたものです。

デザインをご使用の際は、ぜひこのマニュアルをご覧くださいますようお願いいたします。

## 2 「区制施行20周年ロゴ」の取扱いについて

「区制施行20周年ロゴ」は、この「さいたま市区制施行20周年ロゴデザインマニュアル」を遵守の上、自由に使用することができます（申請は不要です）。ただし、次に該当する場合は、使用することができません。

- (1) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を提供する場合
- (5) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体が使用する場合
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (7) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (8) 20周年ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (9) 20周年ロゴの一部を切り取って使用する場合
- (10) 20周年ロゴの著しい変形その他ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當と認められる場合

## 3 基本デザイン

視覚的なイメージを統一するため、それぞれの要素の表示方法はルールを定めています。

基本カラーは、指定されている色を忠実に再現してください。ただし、実際には紙質や素材などの条件により、再現できない場合もあります。

ある程度の濃度の誤差はやむを得ませんが、見た目ですべての色校正を行って、色味に違いが生じないようにしてください。



※カラーの配色については、[別紙](#)参照

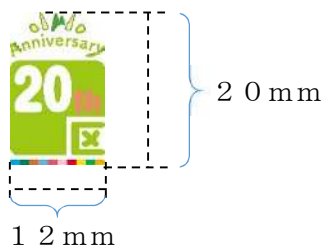


※グレースケールは、下のバーがありません。  
 ※当初から白黒印刷を予定している場合、グレースケールを使用することもできます。  
 ※当初カラーで作成したものを白黒コピー等する場合は、グレースケールへの修正を強制するものではありません。その場合、下のバーが表示されていても構いません。

#### 4 基本デザインルール

##### (1) 最小使用サイズ

マークの視認性、文字の可読性を維持するため、最小サイズを縦20mm 横12mmとしています。



##### (2) 背景色

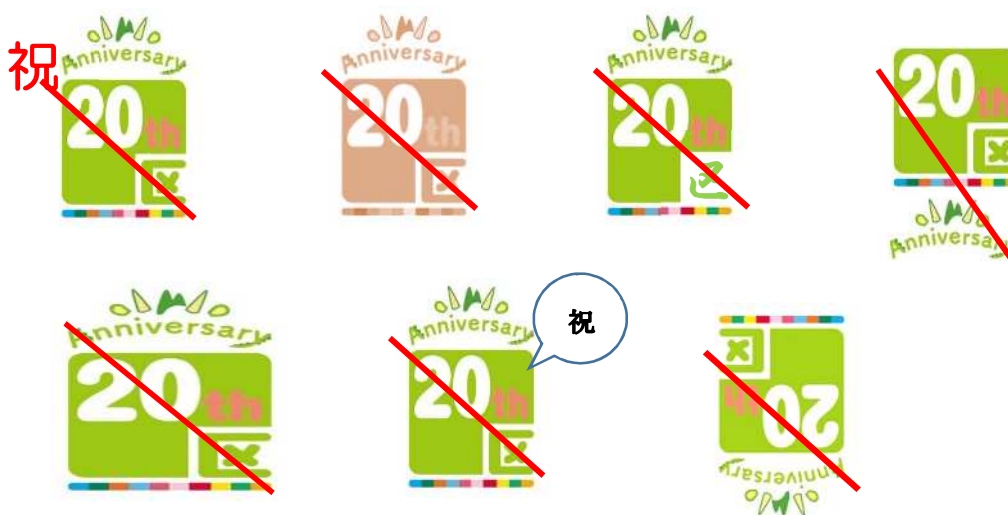
マークは、背景色の薄い部分や柄・模様のない部分を選んで配置してください。



## 5 使用上の注意

- (1) 区制施行20周年ロゴは、本マニュアルに示された図のみとし、一切の加工をしてはならない。
- (2) 区制施行20周年ロゴに、他の記号や文字を近づけてはならない。ただし、「さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ」が本ロゴを用いた表現をする場合は、その限りではない。
- (3) 区制施行20周年ロゴを、指定外の色で表示してはならない。
- (4) 区制施行20周年ロゴの、書体を変更してはならない。
- (5) 区制施行20周年ロゴの、各種マークの相対位置を変更してはならない。
- (6) 区制施行20周年ロゴの、縦横比率を変更してはならない。
- (7) 区制施行20周年ロゴに、セリフを付け加えてはならない。
- (8) 区制施行20周年ロゴを、回転及び反転してはならない。
- (9) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある表現をしてはならない。
- (10) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある表現をしてはならない。
- (11) 区制施行20周年ロゴは令和6年3月31日までの使用とする。ただし、市がその業務のために使用する場合を除く。

(使用禁止例)



### 【担当課】

さいたま市 市民局 区政推進部

TEL 048-829-1834

FAX 048-829-1992

メール kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

カラーの配色



背びれ・りんかく	■	RGB : R156 G200 B 19
角	■	RGB : R251 G230 B144
耳の内側	■	RGB : R255 G245 B123
区・背景・Anniversary	■	RGB : R156 G200 B 19
th	■	RGB : R236 G137 B112

西区の色	■	RGB : R 26 G169 B203
北区の色	■	RGB : R 0 G 99 B 66
大宮区の色	■	RGB : R254 G 76 B 16
見沼区の色	■	RGB : R103 G179 B211
中央区の色	■	RGB : R248 G 53 B 92
桜区の色	■	RGB : R251 G180 B206
浦和区の色	■	RGB : R252 G 0 B 25
南区の色	■	RGB : R255 G230 B 0
緑区の色	■	RGB : R 51 G163 B 77
岩槻区の色	■	RGB : R255 G153 B 0

グレースケールの配色



■	RGB : R 90 G 90 B 90
■	RGB : R170 G170 B170
□	RGB : R255 G255 B255